

この理論テキストは年々の受験傾向、受験生の要望等を考慮し、作成されたものです。相続税法の理論の試験は、基本的な条文をどのように組み合わせて答案とするかがポイントとなります。

ところが税理士試験は時間との戦いであるため、条文を一字一句写す作業は得策とはいえません。またその一方で自己流の解答を答案用紙に表すのも得策ともいえません。

本書は、税理士試験の理論問題に対処できるように、「相続税法」「租税特別措置法」「国税通則法」等の各条文について、試験に関係する重要理論問題をピックアップし、これらの問題を各ブロック別にまとめました。

したがって、理論暗記を通じて個々の規定を確実なものとし、個々の規定の相互関連を把握していただければより一層の効果が得られると思います。

この理論テキストを活用し、早く合格を勝ち得られんことをお祈りします。

令和8年9月

相続税法スタッフ一同

<使用上の注意点>

1. 各問題ごとに暗記する際の手助けとして次のマークを付けておきましたので、参考にしてください。

- ・★★…重要かつ基本的な規定であり、必ず暗記をしてください。
- ・★……★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ暗記を目指してください。

2. 条文番号については、暗記をする必要はありません。

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

「法」……………相続税法

「令」……………相続税法施行令

「法附則」…相続税法附則

「令附則」…相続税法施行令附則

「措法」………租税特別措置法

「措令」………租税特別措置法施行令

「措規」………租税特別措置法施行規則

「基通」………相続税法基本通達

「国通」………国税通則法

「災免法」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

理論の考え方	6
理論暗記の方法	12
条文における税法用語の使い方	16
理論の書き方	23
理論テキストの利用方法	24
理論の学習方法	26

〔1 納税義務者〕

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	28
問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格	32
問題 1-3 所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の相続税の 関連規定	36
問題 1-4 所得税法に規定する国外転出時課税等があった場合の贈与税の 関連規定	42
問題 1-5 自然人以外のものが納税義務を負う場合等	46
問題 1-6 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例	52

〔2 みなし取得財産〕

問題 2-1 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合	56
問題 2-2 贈与税の生命保険金等・定期金の課税関係	66
問題 2-3 低額譲受・債務免除等・その他の利益の享受	72
問題 2-4 信託に関する権利	78
問題 2-5 受益者等が存しない信託等の特例	86

〔3 課税価格〕

問題 3-1 相続税の非課税財産	92
問題 3-2 同等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税	96
問題 3-3 贈与税の非課税財産	102
問題 3-4 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	106
問題 3-5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	114
問題 3-6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	124

問題 3-7	相続税の債務控除	132
問題 3-8	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	138
問題 3-9	特例対象宅地等の用語の意義	142
問題 3-10	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例	148
問題 3-11	相続税法に定める財産評価	154
問題 3-12	配偶者居住権等の評価	158
問題 3-13	未分割遺産に対する相続税の取扱い	162

〔 4 税 額 計 算 〕

問題 4-1	相続税の総額、遺産に係る基礎控除、法定相続人の数及び各相続人等の 算出相続税額	168
問題 4-2	相続税額の加算の制度	172
問題 4-3	相続開始前7年以内に被相続人から贈与があった場合	176
問題 4-4	配偶者の相続税額の軽減	182
問題 4-5	未成年者控除及び障害者控除	188
問題 4-6	相次相続控除	192
問題 4-7	外国税額控除	196
問題 4-8	贈与税の配偶者控除	200

〔 5 相続時精算課税 〕

問題 5-1	相続時精算課税制度	204
問題 5-2	相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等	214
問題 5-3	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	218
問題 5-4	相続時精算課税適用者の特例（孫・特例事業受贈者・特例経営承継受贈者）	226
問題 5-5	相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	230

〔 6 申 告 〕

手続規定の概要	234
問題 6-1 相続税の期限内申告	236
問題 6-2 贈与税の期限内申告	246
問題 6-3 相続税法の納税地	252
問題 6-4 期 限 後 申 告	256
問題 6-5 修 正 申 告	260
問題 6-6 更 正 の 請 求	268

問題 6-7	国税通則法に規定する期限後申告、修正申告及び更正の請求	274
問題 6-8	還付を受けるための申告及び還付	278
問題 6-9	相続財産法人に係る相続財産の分与があった場合等の申告等	282

〔 7 納 付 〕

問題 7-1	延 納	288
問題 7-2	物納の要件等	294
問題 7-3	連 帯 納 付	304
問題 7-4	農地等の贈与税の納税猶予及び免除	310
問題 7-5	農地等の相続税の納税猶予及び免除	318
問題 7-6	個人の事業用資産の贈与税の納税猶予及び免除	326
問題 7-7	個人の事業用資産の相続税の納税猶予及び免除	332
問題 7-8	山林の相続税の納税猶予及び免除	338
問題 7-9	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除	342
問題 7-10	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除	350
問題 7-11	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例並びに 相続税の納税猶予及び免除	356
問題 7-12	非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例	362
問題 7-13	非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除の特例	370
問題 7-14	非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 並びに相続税の納税猶予及び免除の特例	376
問題 7-15	医療法人の持分に係る経済的利益の贈与税の納税猶予及び免除 並びに税額控除	380
問題 7-16	医療法人の持分の相続税の納税猶予及び免除並びに税額控除	386
問題 7-17	特定の美術品の相続税の納税猶予及び免除	392

〔 8 そ の 他 〕

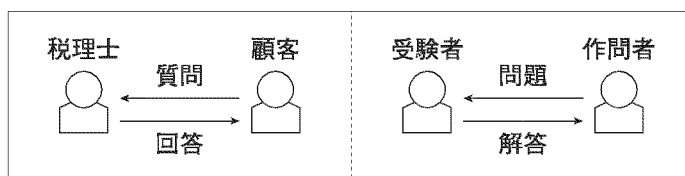
問題 8-1	特定非常災害に関する特例	396
問題 8-2	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	400

〔 付 録 〕

I	理論問題出題分析表	406
II	過去理論出題問題	408

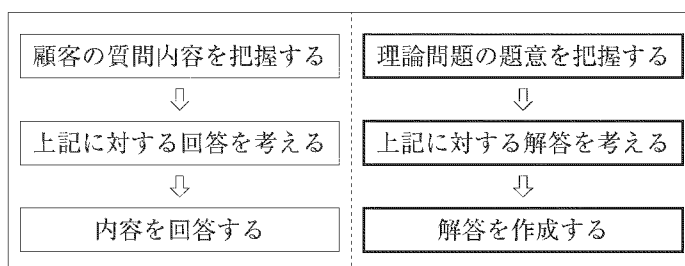
理論の考え方

本試験では、条文番号や理論テキストの問題番号では出題されず「〇〇について説明しなさい。」という様な文章形式での出題がされます。これは将来皆さんが税理士になられた際、顧客に相談を受ける状況が想定されています。従って、その状況における回答が本試験において求められている解答となります。



このように、作問者が要求する題意をしっかりと把握し、それに対する正しい解答を作成する練習や本試験レベルの問題への対応力を磨くのが理論問題への対策となります。

従って、学習のポイントは、以下のとおりになります。



理論カリキュラム

ステップ1 学習方法の確立	ステップ2 形式面への対応力	ステップ3 内容面への対応力	ステップ4 問題演習
理論講義 ミニテスト	理論講義 ミニテスト	理論講義 応用理論テキスト	直前対策テキスト 直前答練

ステップ1 学習方法の確立

(1) 理論攻略5ヶ条

1. 絶対に譲らない一線を持つ！

→ 失敗する人の大半は、「まだ後でやれるよ」と溜め込んでしまう人です。

「ミニテストの理論書きは絶対にやり抜く！」等の絶対に守り抜く一線を自分で作ってみましょう。

2. 中途半端にやったものは記憶に残らない！

→ 最初のインプットを曖昧なままで終わらせる方が多くいらっしゃいます。

しかし、人間の脳はどうでもいいことはすぐに消去する性質を持っています。気持ちを込め、集中して過ごした時間と記憶は、たとえ一度忘れたとしても少しの努力で甦ってきます。最初のインプットでせっかく時間をかけたのに、水の泡なんてことになりかねませんから、最初にしっかりと完璧にするくらいの意識を持っておきましょう。

適当に過ごした時間と記憶は、一度忘れたら甦ってきません…。

3. 最初からしぼらない！

→ 40題を目標にした方は30題。20題を目標にした方は10題すら覚えられないまま本試験を迎えてしまう…。

毎年そんな受講生が何人もいらっしゃいます。周りは確実に押さえているのに、なぜ自分で格差を付けてしまうのでしょうか。

最初から運だけに任せてしまっただけでは、はずれた時に対処できなくなってしまいます。運頼みは悪くはないですが、その保険としてしっかりと対処できるだけの実力を付けておきましょう。

4. 自己流の学習パターンを作り上げる！

→ 「2ページの理論なら、こういう手順でやれば〇〇分で確認できる。」こういうパターンを築き上げられた方は、どの税法科目も大丈夫です。トントンと毎年合格科目を出し、官報合格というゴールにたどりつくことができます。

逆にこのパターンを作れないまま1年を終えてしまうと、ズルズル税法で何年も足踏みしてしまうということがあります…。

当然、最初は産みの苦しみですが、まずは自分で試行錯誤してみましょう。それでも上手くいかないときは、担当講師に質問してみてください。

ただし、30分や1時間程度やってみただけで、「覚えられません」と言われても困ってしまいます…。誰もが最初は1題につき4～5時間は苦しんでいます。

5. 自分の能力を信じる！

→ 周りも同じようにつらいのです。自分の力を信じてみましょう。その苦勞の先に合格が待っています。

(2) 攻略の流れ

① インプット・・・「短時間、集中、大枠から細部へ」がポイント！

(イ) 内容理解

- ・この規定は何について述べている？
(自分の言葉で説明できるというのが、究極の内容理解です。)

(ロ) 本文確認

- ・骨組みから確認する。
(主語 (～は)、結論 (～する。)、要件 (～場合は・～ときは))
- ・次に肉付けをしていく。

② 定着・・・「思い出す作業」によって、記憶は定着する！

- ・繰り返し、繰り返し何回も！
- ・通勤・通学、お風呂・トイレ等の細切れの時間を活用する。
- ・忘れるのは人間の仕組みとして本能的なこと。いちいち怒らない、不安にならない。
※ 「忘れる→覚え直す」を繰り返して、長期記憶として定着していきます。

③ アウトプット・・・「知っている」ということと「書ける」ということは違う！

- ・試験委員は口頭試験をしてくれる訳ではありません。「時間内に正確に答案用紙に書く」ことが必要です。
ミニテストを受け、必ず「書ける」ことを確認しましょう。
(どのくらいの時間がかかるのかを把握しておきましょう。)
- ・書き間違えたところが自分の弱いところ。この次に覚え直しをする際にも同じ所を間違える可能性が高いということです。理論テキストにメモしておいて次に活かしましょう。

ステップ2 形式面への対応力

P.6のとおり、理論問題は顧客に相談を受ける状況が想定されており、その回答を解答していくわけですので、顧客が何を求めているかによってその求めている内容に応じた解答をしていく必要があります。

また、近年の本試験では内容の理解が必要とされており、規定のみを解答していく従来の理論解答の形式では十分な対応ができなくなってきました。

解答方法についてはルールというものはありませんので、顧客（作問者）がどのような回答（解答）を求めているかが重要となります。下記の様な問題を例にとりて考えてみましょう。

問題1

相続税の債務控除の規定について教えてください。

個別の規定を直接的に問う問題においては、何を解答すべきかが明確であるため、該当する規定をそのまま解答することになります。

該当理論

理論テキスト問題3－7

問題2

相続税の計算上、債務がある場合に適用することとなる規定について教えてください。

解答する規定を間接的に問う問題の場合には、何を解答すべきかを解答者が考えることになりますが、この場合においても、該当する規定を「タイトルも含めて」そのまま書き出せば解答として十分です。

該当理論

理論テキスト問題3－7

では、下記の様な問題ではどう解答すれば良いでしょうか。

問題 3

居住制限納税義務者である A は、A が取得した内在財産に係る債務100万円と A が取得した在外財産に係る債務50万円を負担した。この場合に適用されることとなる相続税の債務控除される金額について教えてください。

この問題では「規定」だけでは今回問われている事柄に対する解答としては満足のものではありません。なぜ、金額を明示しているのかを考えてみましょう。この様な金額などを用いた場合（いわゆる事例問題）であるときは、「概要」及び「根拠規定」を書くことが有効です。

概要解答例

債務控除される金額は100万円であり、在外財産に係る債務50万円は控除できない。

該当理論

理論テキスト問題 3－7

ステップ3 内容面への対応力

本試験においては個々の規定が問われるだけでなく規定同士のつながりの体系的な理解が問われることがあります。しかし、短時間に相続税法の規定のつながりの全てを理解することは至難の業といえます。

そこで、別冊の「応用理論テキスト」では過去の本試験問題を検討した上で、それぞれの規定について直接的に関連する規定、間接的に関連する規定、事例形式の解答方法を取り上げ、そのつながりを図解等を用いて説明してあります。

個々の理論の確認の後、各規定の体系的な理解を視野に入れ、確認をしていきましょう。

ステップ4 問題演習

ステップ3まで学習が進めば、基礎的な問題には対応できる理解力が備わってきていることでしょう。しかし、直前答練においては、本試験レベルの問題が出題されるため、ステップ3までの学習では対応しきれない部分があります。そこで別冊の教材を使用し、数多くの問題に触れることによって本試験レベルの問題に対応できる力を養っていきます。初めは模範解答どおりに解答するのは難しいですが、繰り返し解答することによって完成度を高めていきましょう。

理論暗記の方法

1. 始めに

相続税法の試験では、計算が50点、理論が50点で出題されます。

従って、計算問題がたとえ50点でも理論問題ができなければ合格することはできません。逆に、計算問題でできない項目があったとしても、理論問題で高い得点を取ることができれば合格の可能性は高くなってきます。

このように、本試験における理論の占める割合というのは非常に高く、理論を暗記することは合格答案を作成するための近道となりますので、皆さんは重要な理論を暗記しておかなければならないわけです。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の理論の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力してください。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出しを覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの理論とどの理論を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合わせればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出しを覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき理論の骨組みを理解し覚える

さて、いよいよ個々の理論の暗記になりますが、「法3①本文」及び「法3①一」を例に取ってお話していきます。

法3①本文 次の場合には、次の者が、次の財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。
この場合において、その者が相続人であるときはその財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

法3①一 生命保険金等

被相続人の死亡により相続人等が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、その保険金受取人について、次の保険金（算式省略）

「法３①本文」及び「法３①一」は、①取得原因 ②課税要件 ③課税対象者 ④課税財産の４つから構成されています。そこでまず、この理論の骨組みをおさえ次にそのポイントとなる言葉をチェックします。

①……取得したものとみなす。

②……場合においては、

③……について、

④……保険金

このように理論の骨組みをおさえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、正しい順序で理論を覚えていきやすくなりますし、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなります。

ロ。暗記すべき理論を少しずつ区切りながら覚えていく

「法３①本文」及び「法３①一」を次のように区切って一区切りずつ暗記していきます。

次の場合には、／

次の者が、／

次の財産を／

相続又は遺贈により取得したものとみなす。／

この場合において、／

その者が相続人であるときは／

その財産を相続により取得したものとみなし、／

その者が相続人以外の者であるときは／

その財産を遺贈により取得したものとみなす。／

生命保険金等／

被相続人の死亡により相続人等が／

生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金／

(偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。)／

を取得した場合においては、／

その保険金受取人について、／

次の保険金／

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していきます。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りをいっしょに言ってみて正確に言えるかどうか確認します。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようになります。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、たえずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

ただし、常に上記のように区切るのではなく、自分にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行うのもよい方法です。

また、上記のように（ ）書きが含まれているときは、最初の暗記のときはこの（ ）書きを除いて行い、一通り暗記できるようになったら（ ）書きを含めてもう一度暗記してもよいでしょう。（その際に、どこに（ ）書きがついているのかも確認してください。）

ハ. 文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めてください。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認してください。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

二. 暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておきますとすぐに忘れてしまいますので、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するようにしてください。理論の暗記は机の前にすわってなくともできるのですから、通勤の途中で理論サブノート（外販教材）を携帯したりして、細切れの時間をうまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにしてください。

また、自分で暗唱した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認するようにすると一層効果が上がります。皆さんも自分なりの方法をいろいろ工夫して、より自分に合った方法を探してみてください。

ホ. 暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

口に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できて初めて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認してください。つまり、手で覚える作業を加えることによって初めて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

また、暗記した理論はその直後から忘れ始めてしまいますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時間がたってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、2～3回口に出して言うだけですぐに思い出すことができるようになります。

へ。暗記した理論が数題たまったら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから皆さんは一週間に2問程度の理論暗記をしていくわけですが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ヶ月後というようにそれまでに暗記した理論をまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力してください。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってきます。また、暗記が不十分なものについては、部分的にでよいですから再度手で書いて確認することもよいでしょう。

ト。その他

条文では、同じ「モノ」という発音でも「者」・「物」・「もの」を使い分けていますので、者＝「シャ」・物＝「ブツ」・もの＝「モノ」と読み暗記したり、「及び」・「並びに」などの接続詞や同音異字、専門用語にも十分注意して暗記するようにしましょう。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を発揮してくれることとなるでしょう。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の10題程度の理論暗記が終わりますとペースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにしてください。

また、相続税法において暗記すべき個別理論は50題程度であり、これを覚えてしまえば本試験の理論はこの個別理論の組み合わせでほぼ対処できますので、かなり暗記の作業も楽になってきます。つらいでしょうが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めてください。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしてください。

(注)暗記した理論は理論用紙に書いていただきます(理論用紙は実際の本試験とほぼ同じものです。

理論用紙に実際に書くことによってどのくらいの分量になるか、どのくらいの時間がかかるかがわかると思います。)が、P.23に理論の書き方の例を示しましたので参考にしてください。また、書く時間は用紙1枚をあまり隙間なく書いて13分弱ぐらいが目安になります。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきますので、参考にしてください。

(1) 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ですが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

(2) 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）のほか、「いずれも」という意味で用いられることもあります。なお、(1)と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられます。

(3) 「かつ」

「かつ」という用語は、(1)の「及び」「並びに」と同様に併合的連結の意味ですが、比較的大きな意味をつなぐときに用いられます。また、その他にも「かつ」を用いることによって、(例1)のように、それより後に規定される内容がそれよりも前の規定の内容と同時に必要とされる要件であることを表す場合もあります。

(例1)

贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年1月1日において18歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

(相続税法第21条の9第1項)

(4) 「場合」「時」「とき」

「場合」という用語は、「この場合において」等すでに規定されている事例を引用する場合（包括的条件）や「災害による損失が生じた場合において」等仮定的条件を示す場合に用いられます。「時」という用語は、具体的な時点を指し示す場合に用いられるのに対して、「とき」という用語は、必ずしも時点という限定した意味でなく、不特定の時を表し、「場合」と同じように仮定的条件を示す場合に用いられます。

(例 2)

税務署長は、第41条第1項の規定による申請があった場合において、同項の物納の許可の申請に係る物納財産が管理処分不適格財産又は物納劣後財産に該当することから第42条第2項の規定により当該申請の却下をしたときは、(…)物納の許可をすることができる。

(相続税法第45条第1項)

(5) 「ただし」「この場合において」

これらの用語は、ともに文章と文章とをつなぐ特殊な用語です。

「ただし」は主文章の後に続く文章の冒頭に置かれ、主文章で規定されていることに対する例外・除外を規定する場合に多く用いられます。この場合の主文章のことを“本文”といい、「ただし」で始まる文章を“ただし書き”といいます。

(例 3)

前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となっている場合は、この限りでない。

(相続税法第18条第2項)

「この場合において」という用語は、主文章を補足する場合、あるいは主文章と密接な関係の内容について規定する場合に用いられます。この場合の主文章のことを“前段”の規定といい、「この場合において」で始まる文章を“後段”の規定といいます。

(例 4)

第41条から第43条までの規定は、前項の規定による物納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(相続税法第45条第2項)

(6) 「この限りでない」

「この限りでない」という用語は、条文の全部あるいは一部の規定の例外・適用除外を規定するときに多く用いられ、主に(5)の「ただし」の文章の末尾にその述語として用いられます。

(例 5)

国税に関する法律において日、月又は年をもって定める期間の計算は、次に定めるところによる。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(国税通則法第10条第1項第1号)

(7) 「ものとする」「しなければならない」

「ものとする」という用語は、「しなければならない」と同様に、義務を表す言葉ではありますが、条文の規定による取扱いの原則やその方針を示しており、その取扱いにより処理されることが当然期待されるべきものという表現です。したがって、「しなければならない」に比較して、意味は実質的には変わらなくても、表現上柔らかくなっているといえることができます。

(例 6)

その年1月1日において18歳以上の者が同日において60歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となったことその他の事由によりその者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除く。）には、推定相続人となった時前にその者からの贈与により取得した財産については、第1項の規定の適用はないものとする。

(相続税法第21条の9第4項)

(8) 「みなす」「とする」

「みなす」という用語は、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとすることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられます。

また、「みなす」と類似した言葉として「とする」という用語がありますが、この「とする」という用語は、「制度的にそのように決める」という意味で用いられます。「みなす」という用語が「擬制的にそのように取り扱う」という意味で用いられるのに対し、「とする」を用いる場合には、「みなす」ことをしなくとも、もともとそのように取り扱っておかしくない場合を想定しています。

(例7)

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第1節の規定を適用する。

（相続税法第21条の16第1項）

第2項の届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その届出書に係る第1項の贈与をした者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人でなくなった場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第3項の規定の適用があるものとする。

（相続税法第21条の9第5項）

(9) 「以上」「以下」「超える」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未満」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年を超える」という場合は、1年という基準点を含まない1年を超える期間を指すこととなります。

なお、「以下」「未満」も同様に用いられます。

(10) 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は(9)の「以上」「以下」と、「前」「後」は(9)の「超える」「未満」とその用法が類似しています。

(例8)

前項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以後、前節及びこの節の規定により、贈与税額を計算する。

（相続税法第21条の9第3項）

(11) 「その他の」「その他」

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似していますが、税法上の用語としてはその意味を明確に区別して使い分けられています。

まず、「その他の」という場合は、その用語のすぐ前にある言葉はその用語より後にある言葉のひとつの例示であり、その用語の後にある言葉の意味内容は、すぐ前にある言葉の意味内容よりも広くなっています。したがって、すぐ前に掲げられる言葉は後にある言葉の意味内容の一部であり、前にある言葉は後にある言葉に含まれます。

(例 9)

第1項の規定は、第27条の規定による申告書(…)、第1項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明細の記載をした書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

(相続税法第19条の2第3項)

この場合は、“第1項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明細の記載をした書類”は、「その他の」の後にある“書類”の例示であり、また、その“書類”の一部でもあるという関係にあるため、この(例9)の規定は、財務省令において規定しようとする書類全体を規定することになります。

これに対し、「その他」という場合には、その用語の前後の言葉が並列的關係にある場合に用いられます。つまり、「その他」という用語の前にある言葉は、その用語の後にある言葉とは重ならない別個の概念であると同時にその並列的な例示に過ぎません。したがってこの例示はその用語の後にある言葉には含まれません。

(例10)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、(…)公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、(…)当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(租税特別措置法第70条第1項)

この場合は、“教育”“科学の振興”“文化の向上”“社会福祉への貢献”と“政令で定めるもの”とはそれぞれ重複しない別個の概念であり、したがって、政令においては、この(例10)の規定で例示された公益の増進以外の公益の増進である“政令で定めるもの”のみを規定していることとなります。

(12) 「者」「物」「もの」

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主の有体物を総称する場合に用いられます。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられます。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられ、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられます。

(例11)

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

- 一 皇室経済法（昭和22年法律第四号）第7条（皇位に伴う由緒ある物）の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
- 二 墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの

（相続税法第12条第1項第一号、第二号）

(13) 「かかわらず」

「かかわらず」という用語は、原則であるところの規定に対して、この用語が付く主文章の規定が例外であることを表しています。

(例12)

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で第19条の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

（相続税法第21条の2第4項）

(14) 「直ちに」「すみやかに」「遅滞なく」

これらの用語は、いずれも時間的即時性を示すためのものであるが、その即時性の度合いが異なるものとして、税法では使い分けられています。

すなわち、「直ちに」という用語は、時間的即時性が最も強いものとして用いられ、原則的に遅滞が許されないものと解されています。

次に、「すみやかに」という用語は、「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合で、しかもその行為の即時性について訓辞的な意味をもたせる場合に用いられることが多いです。

これらに対し、「遅滞なく」という用語は、上記2つの用語の場合よりも時間的即時性は弱く、この用語が用いられる場合には、正当な又は合理的な理由があれば、その遅滞は許容されうるものと解されています。

(例13)

国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金(…)があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

(国税通則法第56条第1項)

理論の書き方

「問題 1 - 1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格」を例にとってみました。

〔1〕納税義務者
次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。
い) 居住無制限納税義務者
相続 の 遺贈により財産を 取得 ^{取得} した次に掲げる者であつて、その財産を取得した時に ^{法施行期に} よつて住所を有するもの

<以下略>

<注意すること>

- ① 理論テキストの見出しは少し大きめの字で、原則として改行して書きましょう。(何を書いてあるか試験委員(採点者)にとって見やすい答案となります。)
- ② 本文の書き出しは見出しより右よりに1文字分ぐらいあけ、改行して書くと見やすくなります。また文字は、漢字が1行の縦幅の $\frac{2}{3}$ ぐらいの大きさ、仮名等が縦幅の $\frac{1}{2}$ ぐらいの大ききで行の下のラインにそろえて書くようにすると見やすくなりますし(皆さんもいろいろ工夫してみてください。)、後で訂正もしやすくなります。
- ③ 1行当たりの文字数は個人差もありますが、約35字~40字を目安にしてください。(これより^{多い}_{少ない}と字と字の間隔があきすぎたり狭すぎたりして見にくくなるためです。)
- ④ 途中で忘れしても気にせず次の項目を続けて書きましょう。後で思い出して——で途中に割り込ませて書きましょう。
また、書き間違えた場合は、二重線で消して書き直しましょう。
具体的な方法は、上記例を参照してください。
- ⑤ 理論テキストの条文番号は書く必要はありません。
- ⑥ きれいな字でなくともよいから、採点者にとって常に見やすい字を書く努力をしましょう。
ただし、限られた時間の中で書くことを忘れずに!慣れないうちは、時間内に書くのはなかなか大変なことです。とにかく、与えられた時間の中で書ける程度の文字(最初のうちは乱雑になつても構いません。極端に言えば読めないような字になつても、とにかく時間内に書き終えるようにし、少しずつ丁寧に書いていくつもりで構いません。)でできるだけ丁寧に書きましょう。
- ⑦ 省略文字はなるべく使わないでください。
- ⑧ 黒又は青のボールペン・ペンを使って普段から書く練習をしましょう。
- ⑨ 手が痛くなるときはなるべくペンを軽く持って横に流して続けて書くようにすると少し楽になります。(手を軽く振ってみるのもよいでしょう。)
- ⑩ 書きながら少し先の理論を頭の中でつぶやきながら書くようにすると、あまり手を止めずにすみます。

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を2色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとすることを目的としています。

税法では、理論体系が基本的に以下の3区分に分割されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理論体系	赤字表記について	
	コ ン セ プ ト	主な赤字表記部分
総則・定義規定	課税財産の範囲や課税価格、納税義務者などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。	税法用語
手 続 規 定	申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	要件部分
計 算 規 定	「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。	主語 述語 その他重要語句

以上ようになります。ここでは、具体例を挙げ、その使用方法の確認を行います。

1. 総則・定義規定（問題1-1一部抜粋）

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法1の3①一）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

2. 手続規定（問題 6 - 1 一部抜粋）

〔1〕 提出義務者及び提出期限

(1) 本来の提出義務者（法27①、29①） ★★

① 一般の場合

相続又は遺贈（被相続人からの相続時精算課税に係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及び相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算及び相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税額（配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないものとして計算した金額）があるときは、その相続開始を知った日の翌日から10月以内（その者がその期間内に納税管理人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。以下同じ。）に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3. 計算規定（問題 3 - 1 一部抜粋）

〔1〕 相続税の非課税財産（法12、15②） ★★

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

（中略）

(6) 相続人の取得した相続税が課税される保険金（(5)を除く。以下同じ。）については、次の区分に応じ、次の金額に相当する部分

① $(A) \leq (B)$ の場合

(C)

② $(A) > (B)$ の場合

$$(B) \times \frac{(C)}{(A)}$$

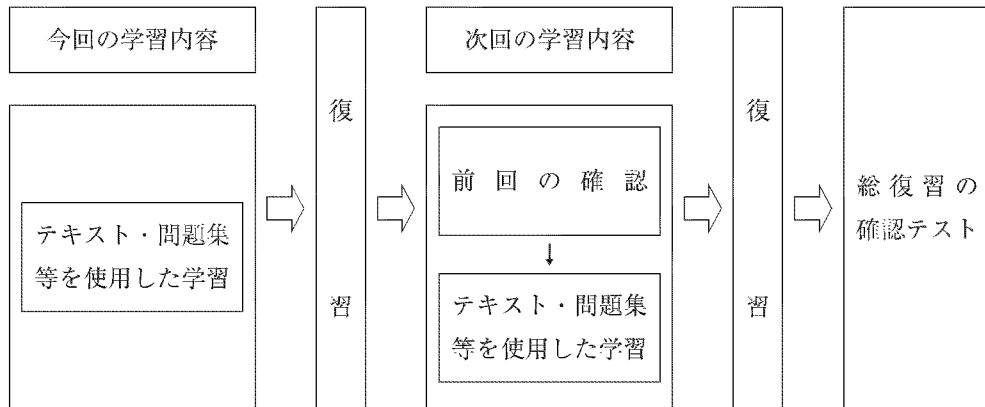
(A)…全ての相続人が取得した保険金の合計額

(B)…500万円×法定相続人の数＝非課税限度額

(C)…その相続人の取得した保険金

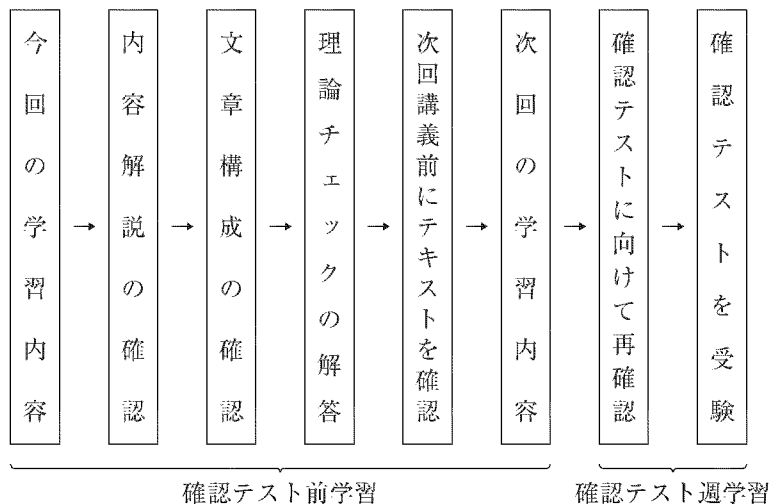
理論の学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用してください。



【相続税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、自分の生活に合わせた学習のスケジュールを設定してください。





個別理論編



問題 1-1

相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格
(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法 1 の 3 ①一）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法 1 の 3 ①二）

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
 - (イ) その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - (ロ) その相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）
- ② 日本国籍を有しない個人（被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法 1 の 3 ①三）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法 1 の 3 ①四）

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)を除く。）

(5) 特定納税義務者（法 1 の 3 ①五）

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人（(1)～(4)を除く。）

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★**(1) 無制限納税義務者（法2①、11の2①）**

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2②、11の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

(3) 特定納税義務者（法21の16①、③）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

この場合において、その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時における価額とし、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

〔3〕 用語の意義（法1の3③） ★★**(1) 一時居住者**

相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であってその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人被相続人

相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。

(3) 非居住被相続人

相続開始時において法施行地に住所を有していなかった被相続人であって、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

内容解説

1. 納税義務者の区分と課税財産の範囲

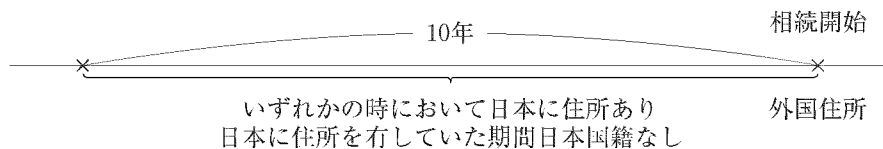
相続人等 被相続人	国内に住所あり		国内に住所なし		
	一時居住者以外	一時居住者	日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内に国内 に住所あり	10年以内に国内 に住所なし	
外国人被相続人 又は非居住被相続人以外	〔1〕(1)① 居住無制限 全財産	〔1〕(1)② 居住無制限 全財産	〔1〕(2)①(イ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(2)①(ロ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(2)② 非居住無制限 全財産
外国人被相続人 又は 非居住被相続人	〔1〕(1)① 居住無制限 全財産	〔1〕(3) 居住制限 内在財産のみ	〔1〕(2)①(イ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(4) 非居住制限 内在財産のみ	〔1〕(4) 非居住制限 内在財産のみ

2. 用語の意義

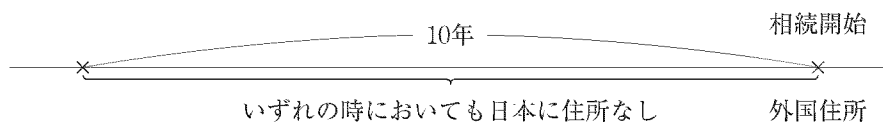
〔3〕(3) 非居住被相続人

以下の①又は②に該当するものをいう。

①

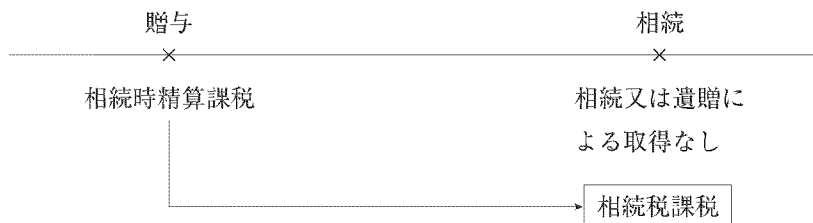


②



3. 特定納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得していない者は、本来相続税を納める義務はないが、相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した場合には、相続税の納税義務者となる。



4. 特定納税義務者の()書き

甲（特定贈与者） $\xrightarrow{\text{相続時精算課税に係る贈与
相続又は遺贈による取得なし}}$ A $\Rightarrow$ 特定納税義務者

甲（特定贈与者） $\xrightarrow{\text{相続時精算課税に係る贈与
相続又は遺贈による取得あり}}$ A $\Rightarrow$ 1から(4)の区分に
よる納税義務者

参 考

無制限納税義務者と制限納税義務者（基通 1 の 3・1 の 4 共－3）

(1) 無制限納税義務者

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者をいう。

(2) 制限納税義務者

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者をいう。

過去試験問題

平成26年度（第64回）――

- 1 相続税の納税義務者の別、納税義務者別の課税財産の範囲及び課税価格の計算について説明しなさい。ただし、債務控除についての記載、自然人以外のものが納税義務を負う場合についての記載及び租税特別措置法に定める事項についての記載は要しない。
- 2 省略

主な関連理論（国外転出時課税を除く）

- ・問題 3－7 相続税の債務控除
- ・問題 4－5 未成年者控除及び障害者控除
- ・問題 6－3 相続税法の納税地

問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、贈与税を納める義務がある。

(1) 居住無制限納税義務者（法 1 の 4 ①一）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(2) 非居住無制限納税義務者（法 1 の 4 ①二）

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
 - (イ) その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - (ロ) その贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）
- ② 日本国籍を有しない個人（贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

(3) 居住制限納税義務者（法 1 の 4 ①三）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの（(1)を除く。）

(4) 非居住制限納税義務者（法 1 の 4 ①四）

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの（(2)を除く。）

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

(1) 無制限納税義務者（法 2 の 2 ①、21 の 2 ①）

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(2) 制限納税義務者（法2の2②、21の2②）

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

(3) 年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合（法21の2③、令4の4の2）

贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について(1)かつ(2)に該当する場合には、その者については、(1)の期間内に贈与により取得した財産の価額及び(2)の期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって贈与税の課税価格とする。

(4) 相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合（法21の2④）

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年においてその相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

〔3〕 用語の意義（法1の4③） ★★

(1) 一時居住者

贈与時において在留資格で一定のものを有する者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

(2) 外国人贈与者

贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

(3) 非居住贈与者

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であってその贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していないものをいう。

内容解説

1. 納税義務者の区分と課税財産の範囲

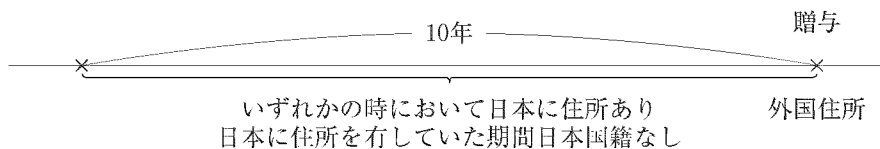
受贈者 贈与者	国内に住所あり		国内に住所なし		
	一時居住者以外	一時居住者	日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内に国内 に住所あり	10年以内に国内 に住所なし	
外国人贈与者又は 非居住贈与者 以外	〔1〕(1)① 居住無制限 全財産	〔1〕(1)② 居住無制限 全財産	〔1〕(2)①(イ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(2)①(ロ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(2)② 非居住無制限 全財産
外国人贈与者 又は 非居住贈与者	〔1〕(1)① 居住無制限 全財産	〔1〕(3) 居住制限 国内財産のみ	〔1〕(2)①(イ) 非居住無制限 全財産	〔1〕(4) 非居住制限 国内財産のみ	〔1〕(4) 非居住制限 国内財産のみ

2. 用語の意義

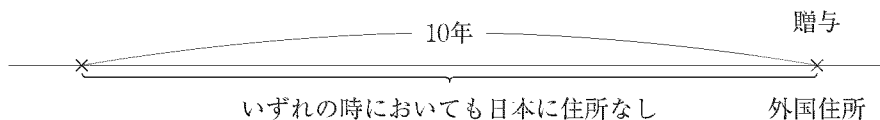
〔3〕(3) 非居住贈与者

以下の①又は②に該当するものをいう。

①

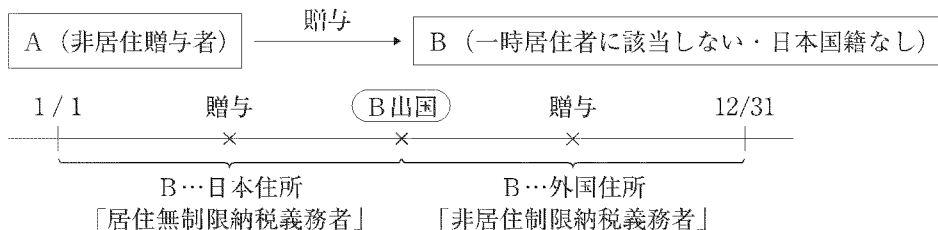


②

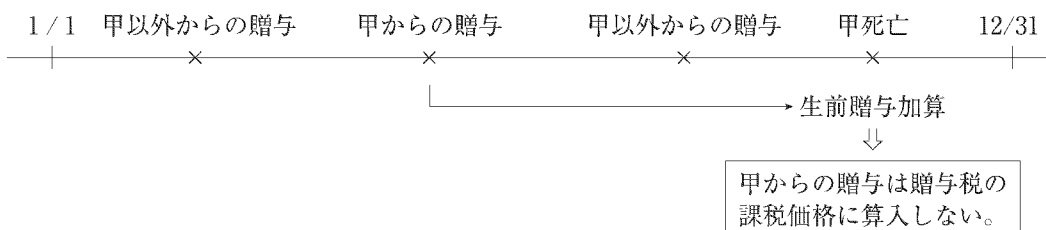


3. 年途中で課税財産の範囲が異なるケース

(例)



4.〔2〕(4)相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合



∴ 贈与税の課税価格に算入される財産は「甲以外からの贈与」部分だけである。

過去試験問題

令和3年度（第71回）

1 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

〔設例〕

甲（日本国籍有）は、平成19年6月から令和3年5月までの間、米国に住所を有していたが、令和3年6月から東京都に住所を有している。

甲が、令和3年中に贈与により取得した財産は次のとおりである。

- 1 令和3年4月に、父から米国国債（評価額1,000万円）と東京都内に所在する土地（評価額2,000万円）の贈与を受けた。なお、父は、米国に住所を有し、当該贈与の前10年以内において日本国内に住所を有したことがない者である。
 - 2 令和3年7月に、父から米国に本店が所在する会社の株式（評価額500万円）の贈与を受けた。
 - 3 令和3年9月に 祖父から現金1,000万円（日本国内の金融機関の祖父名義の預金から出金されたもの）の贈与を受けた。なお、祖父は日本国内に住所を有している。
- (1) 相続税法における住所の意義について説明しなさい。
- (2) 甲の令和3年分の贈与税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

2 省略

主な関連理論（国外転出時課税を除く）

- ・問題3-3 贈与税の非課税財産（特定障害者に対する信託受益権の非課税）
- ・問題3-4 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ・問題5-3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例
- ・問題6-3 相続税法の納税地